

令和 8 年度 一関市国民健康保険事業計画

1 計画の目的

市町村国民健康保険(以下「市町村国保」という。)は、国民皆保険制度の基盤として、住民の医療を受ける機会の確保及び健康の保持・増進に大きく寄与する地域医療保険制度であり、重要な役割を担っております。

一方で、市町村国保は、加入者の平均年齢が高く、1人あたりの医療費が高水準となる傾向にあることに加え、高齢化の進展や高度医療の普及に伴う医療費の増加等により全国的にその運営は年々厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化が実施され、国による財政支援の拡充が図られてきたところです。

本計画は、制度環境及び市を取り巻く状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を確保するとともに、被保険者の健康の保持・増進を図り、必要な保険給付を適切に行うため、令和8年度における運営の基本方針及び主な取組内容について定めるものです。

2 基本方針

令和8年度においては、次に掲げる事項について着実に取り組むとともに、岩手県との連携の下に、国民健康保険事業の運営の健全化と安定化に努めるものとします。

(1) 保険税の適正な賦課・徴収

国民健康保険事業は、公費負担と保険税によって運営される制度であることから、必要な財源の確保及び負担の公平を確保するため、収納率の向上に向けた取組を一層推進し、保険税の適正な賦課・徴収に努めます。

(2) 適正な資格適用と給付

限られた財源で国民健康保険事業を持続的に運営をしていくため、引き続き被保険者資格の適正な適用を行うとともに保険給付についても適正な執行に努めます。

(3) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

「一関市国民健康保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、関係機関と連携しながら総合的かつ効果的な保健事業を実施することにより、被保険者の健康の保持・増進、疾病予防及び重症化予防を推進します。また、計画の進捗管理及び中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことで、被保険者の負担軽減及び医療費の適正化に努めます。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

国民健康保険制度の運営状況や保険税負担に対する理解等を深めていただくため、制度の仕組みや財政状況、持続させるために必要な取組、各種給付制度や負担軽減制度について、分かりやすい情報提供と周知に努めます。

(5) 国等に対する働きかけ

持続可能な国民健康保険制度の安定的な運営及び制度上の課題解決に向け、引

き続き国等に対し、必要な制度改善や財政措置について要望・提言していきます。

3 主な取り組み

(1) 保険税の適正な賦課・徴収

事業名等	事業内容等									
税率の見直し等	令和8年度から、「子ども・子育て支援金」制度に基づき、現行の国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を追加して徴収することになります。 子ども・子育て支援納付金以外の現行の国民健康保険税については、県が策定した第3期岩手県国民健康保険運営方針における保険税水準の統一に係る動向等を踏まえた中期的な財政見通しでは、財政調整基金の活用により、必要な歳入を確保できる見込みであることから、令和8年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は据え置くこととします。 なお、課税限度額や軽減判定所得の見直しがなされる予定となっていることから、制度改正に対応した条例改正を検討することとします。									
収納率の向上対策	国民健康保険制度の趣旨や保険税負担の公平性確保に対する理解を得ながら、引き続き収納率向上のための取り組みを推進します。 <table><tr><th>区分</th><th>令和8年度予算</th><th>〔参考〕 令和6年度実績</th></tr><tr><td>現 年 課 税 分</td><td>95.0%</td><td>95.2%</td></tr><tr><td>滞 納 繰 越 分</td><td>16.0%</td><td>20.8%</td></tr></table>	区分	令和8年度予算	〔参考〕 令和6年度実績	現 年 課 税 分	95.0%	95.2%	滞 納 繰 越 分	16.0%	20.8%
区分	令和8年度予算	〔参考〕 令和6年度実績								
現 年 課 税 分	95.0%	95.2%								
滞 納 繰 越 分	16.0%	20.8%								
口座振替制度の利用促進	納期内納付を推進するため、口座振替案内を添付した納税通知書の送付や市ホームページを活用したPR等により、口座振替制度の利用を促進します。									
コンビニ収納等の実施	納税機会を確保し納税者の利便性向上を図るため、納税通知書及び督促状によりコンビニやスマホ決済アプリで納付できる体制を継続します。 また、令和5年4月から開始した、地方税お支払いサイトからの納付を継続します。									
徴収嘱託員の配置	徴収嘱託員による訪問や電話による納税督促を行い、主に初期、少額のうちに滞納者と接触することにより、滞納が累積する前に早期解消に努めます。									
休日納税相談窓口の開設	平日に市役所へ行くことができない滞納者のために休日納税相談窓口を開設し、市税の納付や相談の機会を設け、滞納者との接触を図ります。									
納付に資する取組の実施	納付指導や納税相談の機会確保を図り、滞納者の自主納税を促進します。									

(2) 適正な資格適用と給付等

事業名等	事業内容等
被保険者資格の適正化	他の健康保険と国民健康保険の資格が重複している方に対し、国民健康保険の資格喪失の届出勧奨を行います。
レセプト点検の実施	医療機関から請求されたレセプト（診療報酬明細書）の内容や国保給付資格を二重に点検・審査し、内容に疑義があるものについては過誤調整や再審査請求を行い、無資格者については医療機関への返戻や被保険者への返還請求等を行うなど、適正な保険給付に努めます。 また、被保険者への返還請求については、保険者間調整の手法を活用し、未収金の解消に努めます。
第三者行為の求償	交通事故など第三者により傷病を受けたことによると思われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当するものについては、国民健康保険団体連合会と連携しながら加害者等に対し適正な求償を行います。

(3) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

事業名等	事業内容等				
特定健康診査の実施	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳から74歳までの被保険者全員を対象として内臓脂肪型肥満に着目した健康診査を実施します。 【実施方法】 - 対象者全員に受診票を送付し、受診を呼びかける。 - 特定健康診査を集団健診・個別健診・人間ドックにて実施する。集団健診においては、各種がん検診等との同時受診、土・日曜日や夜間健診を実施する。 - 初めて特定健康診査の対象となる40歳の方には、生活習慣病予防に関するパンフレット等を送付し、健診を活用した生活習慣病予防の意識啓発を行う。また、40歳、50歳及び70歳以上の方は、自己負担金を無料とする。 - 未受診の方には、勧奨はがきを送付し受診を呼びかける。 【特定健康診査受診率目標】 <table border="1"> <tr> <td>令和8年度目標</td><td>〔参考〕令和6年度実績</td></tr> <tr> <td>60.0%</td><td>45.3%</td></tr> </table>	令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績	60.0%	45.3%
令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績				
60.0%	45.3%				

特定保健指導の実施	「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の結果、「積極的支援」「動機付け支援」に階層化された方を対象として生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努めます。 【実施方法】 ・ 集団健診・一日人間ドックで健診当日に把握した対象者に、健診会場で特定保健指導の初回面接を実施する。 ・ 健診後に把握した対象者に指導案内を送付する。 ・ 特定保健指導は、基本的に実施日を設定しているが、利用者の都合に合わせ、個別対応も行う。 ・ スマートフォン、タブレット等を活用した遠隔面接（ICT遠隔指導）による特定保健指導を実施する。 【特定保健指導実施率目標】 <table border="1" data-bbox="576 705 1425 795"> <tr> <td>令和8年度目標</td><td>〔参考〕令和6年度実績</td></tr> <tr> <td>60.0%</td><td>21.4%</td></tr> </table>	令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績	60.0%	21.4%
令和8年度目標	〔参考〕令和6年度実績				
60.0%	21.4%				
重症化予防の取り組み	特定健診、医療、介護のデータを活用し、生活習慣病の重症化リスクの高い方を把握し、受診勧奨や保健指導を行います。 【実施方法】 ・ 要医療者への保健指導 特定健康診査の結果、要医療者のうち、最優先介入対象者に対し、訪問等による保健指導を行う。 ・ 要医療者の受診勧奨通知 前年度の特定健診の結果、医療機関への受診が必要な方に対して、受診確認通知を送付する。 ・ 腎症2期、3期及び4期該当者への受診勧奨 前年度の特定健診の結果、腎症2期、3期及び4期に該当かつ未受診の方へ家庭訪問をし、確実に医療に繋げるとともに保健指導を行う。 ・ 糖尿病の治療中断者に対する受診勧奨 レセプトデータにより糖尿病の治療中断が疑われる方に対し、受診勧奨を行う。				
医療費の通知	自身の健康と、適正受診の必要性や国民健康保険制度に対する理解を深めていただくため、受診状況が容易に確認でき、自己負担分のみならず医療費全体の内容等が把握できる通知書を送付します。 【実施方法】 ・ 受診歴のある世帯の世帯主に対し、1年間分まとめて通知する（年1回）。				

後発医薬品の普及促進	患者負担の軽減と医療費の抑制を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に努めます。 【実施方法】 後発医薬品に切り替えた場合に一定の削減効果が見込まれる世帯に対し、その差額（負担軽減額）を通知する（年３回）。
健康講演会の開催	他の健康に関する講演会との併催を含め、市民の関心の高い健康に関する題材をテーマとした講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

事業名等	事業内容等
市広報による周知	健康づくりや健康診査等の保健事業に関するお知らせ、保険税納付や適正受診等の呼びかけ、給付や負担軽減制度等の周知、国民健康保険の運営状況などについて市広報に掲載し、周知を図ります。
ホームページの充実	各種制度や手続き等についてお知らせしている市ホームページを充実させ、各種制度や手続き等について常に新しい情報をわかりやすく発信するよう努めます。

(5) 国等に対する働きかけ

事業名等	事業内容等
国に対する要望・提言	被保険者が将来にわたり安心して必要な医療が受けられるよう、国民健康保険の制度や財政的課題等について、引き続き市長会や国民健康保険中央会等を通じて要望・提言していきます。
県に対する提言等	岩手県国民健康保険連携会議等を通じて必要な提言等を行っていきます。 また、保険税水準の統一に向け、当市の実情について提言していきます。